

学校改革！教員の時間創造プロジェクト

ニュースレター 令和２年度（2020年度）第１号

「学校改革！教員の時間創造プログラム」を改定しました。

新たに目標３を追加しました。

目標３

教職員の正規の勤務時間外の在校等時間

１か月４５時間以内、１年間３６０時間以内とする。

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、
１か月の超過勤務８０時間以内、１年間の超過勤務７２０時間以内
（超過勤務４５時間超の月は年間６カ月まで）

目標１

正規の勤務時間外の在校時間が
１か月８０時間を超える教職員数

０人

<参考：H29年度は804人(19.7%)>

目標２

教職員の正規の勤務時間外の在校時間
対H29年度実績比で

25%減

<参考：H29年度は平均39時間53分/月>

<背景>

○日本の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻であること

○持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務であること

これらの状況を踏まえ、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）が改正されました。

この法改正により、文部科学大臣は、教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとされ、教師の業務を行う時間の上限を、

① １か月の時間外在校等時間について、**４５時間以内**

② １年間の時間外在校等時間について、**３６０時間以内**

とする内容が示されました。

この指針を受けて、本市では令和２年３月に「熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正及び「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定を行い、本プログラムを改定することになりました。

本プログラムに、新たな目標の設定とともに、新たな取組を追加し、**教職員の健康と命を守るための取組**をさらに強化していきます。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、例年にない新年度を迎えることになりましたが、これを自身の健康と働き方について振り返る機会にしてはいかがでしょうか。

勤務時間外の在校時間 **45時間/月**を守りましょう。

プログラムの成果

プログラムのスタートから２年間で次のような成果が現れています。

<教職員の時間外勤務の実績>

目標１ １か月の正規の勤務時間外の在校時間が８０時間を超過する教職員の状況

【４月～１月の10か月間の比較】

	H29			R1			(実人数の増減)
	総人数	実人数	割合	総人数	実人数	割合	
小学校	2,490	342	13.7%	2,505	153	6.1%	-189
中学校	1,379	417	30.2%	1,372	328	23.9%	-89
高等学校	114	32	28.1%	116	7	6.0%	-25
幼稚園	53	1	1.9%	44	0	0.0%	-1
専門学校	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0
特別支援学校	17	1	5.9%	33	0	0.0%	-1
全体	4,064	793	19.5%	4,081	488	12.0%	-305

目標２ 一人・一月当たりの正規の勤務時間外の在校時間

【４月～１月の10か月間の比較】

	H29	(時間) R1	
小学校	38:17	36:14	-5.4%
中学校	44:18	41:26	-6.5%
高等学校	42:04	22:10	-47.3%
幼稚園	29:16	27:04	-7.5%
専門学校	11:10	14:41	31.5%
特別支援学校	31:25	23:38	-24.8%
全体	40:13	37:19	-7.2%

目標１、目標２のいずれも、目標達成には至っていませんが、プログラム策定期間（H29年度）と比べると、改善傾向が見られます。

<教職員の勤務実態アンケート結果>

【 市立小学校46校、市立中学校21校の教職員（学校事務職員、給食技師及び学校主事は除く）を対象に、H29年度から毎年度２月に実施 】

「負担がある」「どちらかと言えば負担がある」と答えた教職員の割合

●部活動

	H29	R1	
小学校	59.7%	49.0%	-17.9p
中学校	57.8%	50.3%	-13.0p

●調査回答その他の事務

	H29	R1	
小学校	79.9%	70.3%	-12.0p
中学校	68.9%	60.5%	-12.2p

教職員アンケートの中では、教職員の各業務に対して、負担に思う教職員の割合が、徐々に減少してきています。

「学校改革！教員の時間創造プログラム」を改定しました。

目標３の追加に伴って、新たな取組を追加しました。長時間勤務の発生要因や学校現場からの要望などを踏まえ、今年度から順次実施するもの、今後さらに検討を進めるものに分けて整理しました。

<今年度から順次実施する取組>

（１）最終退校時刻の見直し

原則として午後８時に設定している**最終退校時刻**を、**午後７時に変更**します。

学校の解錠及び施錠は、当番制の導入など、組織的な対応を進めていきます。

（２）放課後のゆとりを生み出す 日課への見直し

小中学校ごとに、朝の活動・休み時間・掃除時間などを工夫した日課の例を示し、授業開始や児童生徒の下校時刻を早めるなど、ゆとりのある放課後の執務時間を確保します。

（３）小学校高学年における 一部教科担任制の推進

担任同士で一部の授業を交換して行う**交換授業**や、**専科授業の運用見直し**により、教材研究の負担を軽減するとともに、専門性を活かすことで授業の質の向上も図ります。

（４）研究指定校・研究モデル校の見直し

研究指定校を廃止し、発表等の負担の少ない**研究モデル校へ一本化**を図ります。また、研究モデル校についても、学校訪問を行わないなど、**実施方法の見直し**を行います。

（５）学校行事の精選

令和元年度（2019年度）に教育委員会から学校へ周知した**“精選の方向性（※）”に沿った行事に見直し**、ゆとりある教育課程を編成していきます。

※法的裏付けがあるものや熊本市の重点事項として必ずやるべき行事と、それ以外の学校行事を区別し、それ以外の学校行事については、各学校の特色や教育効果を達成できるような視点で計画、実施すること。

（６）勤務時間外の街頭指導の見直し

教職員が地域の青少年指導員と共に行っている地域街頭指導や特別街頭指導について、**勤務時間外は学校以外が担うべき業務**として、**教職員の参加依頼を中止**します。

（７）研修及び担当者説明会の見直し

教職員を対象とした研修等は、学校現場の職員にとって、移動時間や回数面で負担が大きいことを踏まえ、**廃止や簡素化を図る**とともに、**動画配信の活用**や**区ごとの開催**を行うなど見直しを進めていきます。

<さらに検討を進めるもの>

（１）部活動の在り方を見直し

部活動の設置・運営について、その**在り方や運営主体等、抜本的な見直しを検討**します。また、部活動指針の順守にとどまらず、短時間の練習で効果を上げる指導方法などについても、検討していきます。

（２）標準授業時数や授業時間の見直し

学校教育法施行規則で定められている**年間の授業時数**や**１コマ当たりの授業時間**について、国とも協議し、**見直しについて検討**していきます。

（３）地域人材の確保に向けた取組

関係機関と連携し、別室登校児童生徒の見守りや、授業の支援、動植物の世話などを担うことのできる**人材を確保していくこと**を検討します。また、**地域教育を推進する人材の育成**を図り、社会全体で子どもたちを支援する仕組みを検討していきます。

（４）フレックスタイム制度の検討

教職員の勤務時間は、１日７時間４５分と条例で定められていますが、実態としては、正規の勤務時間を超えて勤務している状況を踏まえ、業務のバランスが図られるような**勤務時間の在り方について検討**します。

（５）教科書給与事務の見直し

教科書給与事務は、発行者からの教科書の受領や児童生徒に対する教科書の給与のほか、報告書類の作成等、特に学期末に業務量が多く、学校現場の負担となっています。今後、業務の**外部委託など**を検討します。

本年３月に本プログラムの改定版と関係資料を各学校へ送付していますので、ぜひご一読ください。

今年度は本プログラムの最終年度に当たります。次期プログラムの策定に向け、教育委員会事務局では、これまで実施した取組の効果検証や、検討事項の整理などを行っていきます。その過程で７月頃に学校現場の教職員の意見照会の機会も予定していますので、ご協力をお願いします。

発行：熊本市教育委員会事務局 教育総務部
学校改革推進課
TEL：（０９６）３２８－２７０８